

## 「断絶平家」をめぐる一考察

原田敦史

はじめに

膨大な数にのぼる『平家物語』諸本は、その終結部もいくつかの型にわかれしており、語り本系の屋代本や八坂系諸本の多くは、平家嫡流の子孫六代の死をもつて幕を閉じる形式をとっている。この「断絶平家型」と呼ばれる終結の形式について、屋代本を中心に、それが「延慶本を刈り込んで構成されている」ものであることを論じられたのは、櫻井陽子氏<sup>(1)</sup>であった。「屋代本が生まれた母体については、漠然と現存の『延慶本に近い形態をもった本文<sup>(2)</sup>』と言われ始めている」ということを踏まえての論であつたが、同時にそれは「そうした本文が現存の延慶本とどれほどの相違があるのかまでは明らかになっていない」という限界を認識した上での作業でもあつた。屋代本他の語り本系諸本の母体として、より詳しい記事内容を

有する本文の存在を想定することは、広く認められつつあるといつてよいであろうが、現存の延慶本を通してその姿を透かし見ようとする限り、このような限界は常につきまとものであろう。しかし、より広く諸本に目を配ることで、こうした「延慶本的本文」と現存延慶本との間の溝を少しでも埋めることはできないだろうか。古態を多く残すとされる延慶本であるが、近年では、現存の延慶本に後次的な改編が見られることが、櫻井氏ご自身によつて精力的に論じられてゐる<sup>(3)</sup>。本稿は、こうした立場から、「断絶平家」をめぐる記事について、いくつかの考察を加えてみようとするものである。はじめに、対象となる部分の諸本の記事を、表にして掲げておく。

屋代本	八坂系第一類(A・B・C種)	覚一本	長門本	延慶本	四部本
行家・義憲最期 六代捕縛・助命 兼実内覽 【大原御幸・女院往生】 六代出家	行家・義憲最期 六代捕縛・助命 兼実内覽 【大原御幸・女院往生】 六代出家	行家・義憲最期 六代捕縛・助命 兼実内覽 【大原御幸・女院往生】 六代出家	六代捕縛・助命 兼実撰録 六代出家	六代捕縛・助命 兼実撰録 六代出家	六代捕縛・助命 兼実撰録 六代出家
忠房最期 宗実最期 盛次・景清の末路 文寛流罪・後鳥羽院配流 六代被斬	忠房最期 宗実最期 盛次・景清の末路 文寛流罪・後鳥羽院配流 六代被斬	忠房最期 宗実最期 盛次・景清の末路 文寛流罪・後鳥羽院配流 六代被斬	忠房最期 宗実最期 盛久親音利生譚 景清預 賴朝暗殺未遂	忠房最期 宗実最期 盛久親音利生譚 景清預 賴朝暗殺未遂	忠房最期 宗実最期 盛久親音利生譚 景清預 賴朝暗殺未遂
忠房最期 宗実最期 盛次・景清の末路 文寛流罪・後鳥羽院配流 六代被斬	忠房最期 宗実最期 盛次・景清の末路 文寛流罪・後鳥羽院配流 六代被斬	忠房最期 宗実最期 盛次・景清の末路 文寛流罪・後鳥羽院配流 六代被斬	忠房最期 宗実最期 盛久親音利生譚 景清預 賴朝暗殺未遂	忠房最期 宗実最期 盛久親音利生譚 景清預 賴朝暗殺未遂	忠房最期 宗実最期 盛久親音利生譚 景清預 賴朝暗殺未遂
忠房最期 宗実最期 盛次・景清の末路 文寛流罪・後鳥羽院配流 六代被斬	忠房最期 宗実最期 盛次・景清の末路 文寛流罪・後鳥羽院配流 六代被斬	忠房最期 宗実最期 盛次・景清の末路 文寛流罪・後鳥羽院配流 六代被斬	忠房最期 宗実最期 盛久親音利生譚 景清預 賴朝暗殺未遂	忠房最期 宗実最期 盛久親音利生譚 景清預 賴朝暗殺未遂	忠房最期 宗実最期 盛久親音利生譚 景清預 賴朝暗殺未遂

# 一 〈知忠最期〉をめぐつて

## (一)

一口に「断絶平家」といっても、平家の子孫が次々に斬られ、やがて六代も最期を迎えるに至る叙述の中には多様な記事が含まれているが、諸本の関係を考えるための問題をよく提供してくれると思われる、〈知忠最期〉をまずはとりあげる。法性寺近くの城郭に立てる籠もった知忠一味が、鎌倉方の一条能保の攻撃を受けて自害に至るまでの屋代本の本文を、適宜内容に応じて分割して以下に掲出する。

〔B〕【平家ノ子孫ト云事ハ、去元暦二年ノ冬比、一二ノ子不嫌、

腹中ヲ見スト云計ニ尋出テ失テソケリ。今ハ一人モ有シトヨソ

思シニ、】

I 【新中納言知盛ノ末子、伊賀大夫知忠ト云人御坐ケリ。三歳ト申ケル時、都ニ捨置テ被<sup>\*</sup>落<sup>タリケルヲ</sup>、乳人紀伊ノ次郎兵衛入道為成ト云者カ養奉テ、伊賀国ニ或山寺ニ奉<sup>タリケル</sup>程ニ、十四五ニモ成給ヘハ、地頭守護危シメケル程ニ、カウテハ叶ハシトテ、十六ト申建久七年三月ニ、奉<sup>タリケル</sup>都<sup>ノ</sup>上リ、法性寺ノ一ノ橋ナル所ニ奉<sup>置</sup>ル。<sup>(1)</sup>其比都ノ守護ハ鎌倉ノ右大将頼朝卿ノ妹婿、一条ノ二位入道能保ノマ、也。古ヘハ大宮ノ二位トテ、世ニモ御坐セサリシカ、今ハ関東ノユカリトテ、

人ノ怖恐ル、事無限。其侍ニ後藤左衛門基清ト云者、何カシタリケン、此事聞テ其勢三百騎ニテ、建久七年十月七日ノ午ノ刻ニ、法性寺ノ一ノ橋ヘソ推寄タル。】

II 【件ノ処ハ、四方ニ大竹植廻シ、堀ヲ重ニ堀テ、逆木塞キ、橋ヲ引タリ。】

III 【平家ノ侍ニ、聞ル兵越中次郎兵衛盛次、上総五郎兵衛忠光、惡七兵衛景清、此三人ハ、壇ノ浦ノ合戦ヨリ被<sup>アベリ</sup>討漏<sup>アベリ</sup>テ、交<sup>アベリ</sup>山林ニ、源氏ヲ伺<sup>ウカヒシ</sup>行ケルカ、古ノ好ミヲ尋テ此人ニソ付タリケル。此等ヲ始テ城ノ中ニ、究竟ノ者共廿余人、楯籠<sup>スダク</sup>テ命ヲ不<sup>レ</sup>惜<sup>ス</sup>戰<sup>フ</sup>ニ、面ヲ向ル者ナシ。サレ共寄手ハ大勢也。堀ヲ埋テ責入りケリ。】

IV 【城内ニモ箭種皆射尽シ、館ニ火懸テ自害シテソケリ。上総五郎兵衛忠光ハソコニテ討死シテソケリ。越中次郎兵衛ト惡七兵衛ハ、何カハシタリケム此時モ又落ニケリ。伊賀大夫知忠ハ、生年十六ニ成ラレケルカ、腹搔切テ、西ニ向<sup>テ</sup>十念唱<sup>テ</sup>終リヌ。乳人ノ紀伊次郎兵衛入道ハ、養君ノ自害シタルヲ膝ニ引懸<sup>ス</sup>我身モ腹カキ切テ、打重テソ死ニタリケル。其子紀伊新兵衛、同次郎、同三郎、共ニ打死シテソケリ。被<sup>レ</sup>討者十六人、自害スル者五人トソ聞<sup>シ</sup>。】

V 【後藤左衛門、此頃共取集テ、二位入道殿<sup>ヘ</sup>馳參。二位入道車ニ乗<sup>リ</sup>、一条大路<sup>ヘ</sup>遣出サセ、頸共実檢セラレケリ。紀伊次郎

兵衛入道カ頸ハ見知タル者共多カリケリ。伊賀大夫ノ頸ハ争カ可レ知ナレハ、見知タル者モナシ。新中納言ノ北方、治部卿局トテ、七条ノ女院ニ候ハレケルヲ迎寄奉り、見奉リケレハ、北方、「イサトヨ、三歳ト申時、故中納言都ニ捨ヨイテ落下リシ後ハ、生タリトモ死タリトモ其行エヲ未聞。但故中納言彼思出所々ノ有ハ、若サヤラン」トテ涙ニ咽給イケルニソ、知忠ノ頸ニハ定リケル。】

統いて、延慶本の本文をあげる。

【六代御前被宥給テ後十二年ト申シ建久七年七月十日申剋ニ】

【法性寺一橋辺ニ、謀叛者立籠タリトテ、二位殿ノ妹笄、一条ノ二位入道ノ侍、後藤左衛門基清子息、新兵衛基綱、五十余騎計ニテ馳向テ搦取ムトシケレバ、】  
【彼所、後ニハ大竹シゲリテ、前ニハ高岸ニテ橋ヲ引タリ。】  
【外ヨリ借橋ヲ亘シテ打入テミレバ、隠籠タリケル者共待請テ散々ニ戰ケルガ、大勢猶重リケレバ、コラヘズシテ、】  
【打死スル者モアリ、自害スル者モアリ、自害半ニシカケタル者モアリ、又後ヨリ堀ヲ越テ落ル者モアリ。】

【大將軍ハ故新中納言ノ御子、三歳ニテ叙爵シテ、伊賀大夫知忠トテ、紀伊二郎兵衛為範入道ガ養君ニシタリケル、年廿計ナル人ナリケリ。年比ハ伊賀國ノ山寺ニオハシケルガ、年モヲトナシク成テ、地頭守護モアヤシミヌベカリケレバ、建久七年ノ秋

ノ比ヅヒヨリ、法性寺ノ一橋ノ辺ニ忍テオハシケルニ、<sup>②</sup>平家ノ侍其僅ニ甲斐ナキ命計生テ有ケルガ、此知忠ヲ大将ニテ少々立籠タリケリ。越中ノ次郎兵衛盛次、上総五部兵衛忠光、悪七兵衛景清、飛驒四郎兵衛景俊等也。手ノキハ軍シテ、城ノ中ミダレニケレバ、後ノ竹原ヨリ逃ニケリ。是等ハ西国ニテ軍ヤブレケレバ、平家ノ人々海へ入給シ時、共ニ入タリケレドモ、究竟ノ水練ニテアリケレバ、海ノ底ヲヅブニハイテ、地へ付テ迷アリキケルホドニ、伊賀大夫ノ許へ尋行テ有ケルニ、ツヨクセメケレバ、叶ハズシテ逃ニケリ。「甲者ハヨクニグル」トハ、カヤウノ事ヲ申ベキナリ。平家ノ家人ノ中ニハ、宗ノ侍、一人当千ノ者共ニテ、門司閔ニテモ是等ニコソ人ハ多ク討レシカ。】  
【為範ハ、養君ノ自害シタルヲ膝ノ上ニ引係テ、腹カヒ切テウツブシニ伏タリケリ。其子共三人、兵衛一郎、同三郎、同四郎トテ有ケルモ、同ク自害シテ左右ニ伏タリ。哀ナリシ事也。】  
【其比、管絃スルトテ寄合く、夜ハ遊テ暁ハカヘリくシケルヲ、在地ノ者共アヤシミテ、二位入道ニ告申テ討セタリケルトカヤ。彼所ハ、平家相国禪門、吉城廓也トテ、城ニ構ヘムトテシメヲカレタリシ所也。】

【（屋代本Vとほぼ同内容の首実檢）：女房宣ケルハ、「七歳ト申シニ為範ニ預置テ、我身ハ故中納言ニ具セラレテ西国ヘ罷リシ後ハ、生タリトモ死タリトモ其行ヘヲシラズ。」】

屋代本に準じて分割してみたが、物語の展開からして、両者が著しく異なることは一見して読み取れる。屋代本に付したI～Vの番号を用いて整理することも難しい。これだけでも、延慶本の形をより源流に近いものと位置づけてよいのかという疑問が生じるが、そうした観点のもと、他の諸本に目を広げると、さらに問題の所在が明らかになる。煩瑣を避けて長門本のみ引用する。

【平家の子孫は去文治二年の冬、北条四郎時政上洛して、一子

二子までものうさす、腹の中をもあけすと云はかりなり。尋あ

なつたりて悉うしなひてき。権亮三位中将の御子六代御前はかりそ、高尾の文覚聖人の申あつかりしかば、あつけられたりし外は、いまは一人も平家の子孫なしとおもひしに】

I 【新中納言知盛の御子、三歳にて剣爵（假）して、大夫知忠とて、紀

伊次郎兵衛為範か養奉りたりけるか、こゝかしこにかくれありき給けり。年比は伊賀国或山寺におはしけるか、年もおとなになりて、地頭守護あやしみぬへかりければ、建久七年の秋のころより、法性寺の一橋の辺に忍ておはしけるを、いかなる者かひろめたりけん、一条二位入道聞給て、北方の乳父後藤兵衛実基か子に後藤左衛門基清、同子息兵衛尉基綱十六歳、父子に仰て同年十月七日の申立許、五十余騎にて法性寺一橋にはせ向て、新中納言の子息大夫忠をからめとらむとしけるに、そのうちに思きりたるものとも十二人籠たりけり。】

II 【彼所は前はふかき堀にて馬かよふべくもなし。後は大竹滋て、人頭をさしいれかたし。】

III 【さりければ、軍兵馬より下て堀にかり橋渡て一二人つ、打入けるを、伊賀大夫を初として究竟の弓の上手ともなりければ、大肩ぬきにてさし顯て、さしつめて射けるに、おほくのものとも射ころされて、堀をそうちめたりける。軍兵はしつきくに馳集る。南北の家をこぼちのけて、左右より責入（禦戰事）時を移す程なり。】

IV 【たけくおもへとも力よはりて矢たねつきければ、人手にからしとて自害してけり。打ていつるのもなかりければ、軍兵心のまゝに乱入て見れば、紀伊次郎兵衛為範は、伊賀の大夫の自害したるを膝のうへに引懸て、為範も腹かひきりてふしたり。為範か子兵衛大郎兵衛次郎兄弟、太刀を差違て二人うつぶしにふしたり。所々に火をかけたりけるに、いかゝしたりけん、もえもつかす。為範か舍人男一人そ腰骨を射させて、いきつきたりける。其外のもの一人も見えず。人はこもりたるかと思つるに洩にけるやらんと、彼舍人男に問ければ、人は二十余人おはしつるか、後よりみな落給ぬとそ申ける。越中次郎兵衛盛次、上総悪七兵衛景清も例の生上手なれば、皆落にけり。】

V 【屋代本Vとほぼ同内容の首裏檢】：治部卿殿とて七条院にさふらひ給けるをむかへたてまつりて見せられければ、七歳と申し

に捨置て西国人、中納言に相呂してまかりにし後は、いきたるとも死たるともしらす、…】

屋代本との近さは明らかであろう。屋代本と長門本はともに、かつての残党狩りの激しさから、もう平家の子孫は残っていないだらう、と述べる記事を頭に置くが、この四の記述が、今井正之助氏によつて「平家残党記事の「序」とみなされていることは重要である。この「序」に導かれ、以下細かい相違はあるが、I【知忠の略歴とその存在の露見】、II【城郭の構え】、III【寄手の苦戦】、IV【矢種尽き、知忠ら自害】、V【首実檢】と続く展開は、大筋において一致しているのである。

そして、これは他の多くの諸本にも共通している。四部合戦状本は、I～Vまでの叙述は、若干の相違を除いて、長門本と同文といつてよい。四部本は四に関して、前掲表に示したように、当該記事に先立つ「忠房最期」にこれを接続させているが、平家公達の最期を語る一連の記事の「序」たるその機能は変わるまい。読み本系では他には大島本がI～III～IVという形をとる。かなりの省略があると思われるが、記事の順序は崩していない。語り本系の八坂系第一類本や、若干の独自記事を含む覚一本も、基本的に四～I～Vまでの要素を、順序を崩すことなく備えているのである。ひとり延慶本のみが、四を欠くかわりにPという独自の「序」を置き、謀反側の正体に触れぬまま戦闘を描いた後に初めて知忠の存在を明かし、そ

の略歴に及ぶ、という独特の展開をとるのである。延慶本の特異性とともに、現存の読み本系の中に、「断絶平家型」を含めた語り本系の母体となつた本文の面影を探るなら、延慶本以上に長門本・四部本の存在が無視できないのではないかということが浮かび上がる。

## (二)

以上の推定を裏付けるために、屋代本の傍線部①に注目したい。討手に向かつた大宮二位一条能保について紹介する一文である。これは覚一本にも一部共有されているが、延慶本には見られず、従つて延慶本からは出て来得ないものである。これに該当する記述を他の読み本系の中に探すと、長門本・四部本に次のように見出すことができる。

A【抑平家の侍共被打漏て、無甲斐命はかりいきたるあまたありけり。頸をのへて源氏におほく付たり。重代相伝久成、心さしふかき者七八人ありけり。源氏にも心をかれぬへし、吾身にも人にたち交て世にあるへしとも覚ぬ者とも、山野に交り、こゝかしこに隠ありきけり。】

【平家亡はてゝ、日本國鎌倉殿の世になりて、大宮の主と申て世にもおはせざりしか、鎌倉の源二位の御妹にておはしければ、官位すゝみのほりて、いまは一条殿とて、京都の片目にて人の

恐事なのめならず、みるもめさましと人申けるとかや。】

右は長門本の引用であるが、この部分も四部本と長門本は殆ど同文である。Ⓐは語り本系には見られないが、これもまた今井氏によつて「序」と見なされている記述である。長門本ではこのあと、平家生き残りの侍である盛久にまつわる観音利生譯が統ぐのに対し、四部本ではそれがなくⒷ以下の公達のブロックに飛ぶが、いずれにしても、平家の侍たちのための「序」たるⒶ以下にあって、大宮二位について述べる傍線部は、いまひとつ据わりが悪い。屋代本の①は、長門本や四部本のような位置から整理されたものであり、その逆はないとみるのが穩当であろう。よって、このことを踏まえれば、屋代本はⒶ以下のブロックを有する形態からの再編で成ったとみることができる。つまり、語り本系の母体となつた本文は、少なくともⒶ、Ⓑ二つのブロックを備えていたのであり、その姿は現存の延慶本の中には求め得ず、長門本や四部本を通して透かし見なければならないのだということが、確認できるわけである。

そのように考えるための傍証は、屋代本の中に他にもいくつか見出される。例えば、ゴシックで示した知忠の年齢である。長門本は三歳で叙爵、七歳の時平家の都落があつたとし、これは四部本とも一致している。建久七年の謀反の時点での年齢は長門本は記していないが、四部本と大島本は二十六歳としている。三歳叙爵—七歳都落—現在二十六歳となるのであるが、建久七年から数えて平家都落

があつたのは十三年前、つまり、七歳であつた人間が十三年後に二十六歳というあり得ない計算になる。史実は不明であるが、屋代本は三歳で都落、建久七年に十六歳という、計算上は正確な数字になっている。ちょっと数えればわかるはずのところを、四部本などがわざわざ崩したということは考えがたからう。<sup>(8)</sup>

また、屋代本のⅢでは、波線部のように極めて簡略な戦闘描写を経てⅣに至るのみである。長門本では「伊賀大夫を初として究竟の弓の上手とも」が弓矢で応戦のために寄手が苦戦したことが描かれるために、矢種が尽きて知忠らが自決するに至る過程が理解やすいが、屈強の射手が寄手を苦しめるという屋代本に見られない描写は、延慶本を除けば、四部本・大島本・八坂系第一類本・覚一本等に共有されるものなのである。

一方、八坂系第一類本では、Vが「頸共廿五取リテ城ニ火ヲ懸、寄手ハ二位入道ノ許へ参りケリ。一条ノ大路ニ車ヲ立テ見物シ給ヒケリ。(C種南都本)」とあるのみで、他諸本に見られる首実検には触れずに終わっている。こうした諸本の様相を見渡した上で、長門本・四部本の型を基点に据えれば、屋代本や南都本の形は、そこから各々の方法で再編されたものと見なせよう。<sup>(9)</sup>

では、ひとり独自の展開をとる延慶本については、いかに考えた

らよいであろうか。B→I→Vという諸本に共通する基本形を崩してしまっている延慶本が、独自の改編を経た姿であろうことは自ずと明らかであると思われるが、さらに注目したいのは、前掲の引用における傍線部②である。前述のように、延慶本では、事件をかつての六代助命と関連づけてとらえる、[B]の一文から語り起こす。そ

の後、謀反人の正体を記さないまま落城までを描いた上で、初めて大将が知忠だったことを明かす。知忠の略歷については諸本と大差ないが、その後に続く②が問題である。合戦に参加した平家の侍たちを紹介する箇所であるが、「平家ノ侍共僅ニ甲斐ナキ命計生テ有ケルガ」というその語り出しは、先に引用した、長門本・四部本の[A]の一部に他ならないのである。そのことに気付くとき、②の部分には他にも、長門本の[A]以下のブロックにおいて語られる、〈盛久観音利生譚〉に見られる本文と、表現において重なり合う記述があることが見えてくる。

〈延〉 越中ノ次郎兵衛盛次、上総五部兵衛忠光、悪七兵衛景清、飛驒四郎兵衛景俊等也。：平家ノ家人ノ中ニハ、宗ノ侍、一人当千ノ者共ニテ、…

〈長〉 平家の侍被打漏たる越中次郎兵衛盛次、悪七兵衛景清、

主馬八郎左衛門盛久、これらはむねとの者共也、…

〈延〉 是等ハ西園ニテ軍ヤブレケレバ、平家ノ人／＼海へ入給シ時、共ニ入タリケレドモ、究竟ノ水練ニテアリケレバ、…

〈長〉 あはれ西園の戦場に軍破て、人々海にいりたまひし時、

おなしく底のみくつともなりたりせば、…

無論これらは、表現上似通つてゐるというだけで、[A]以下のブロ

ックを〈盛久観音利生譚〉で構成する長門本の形が、そのままより

古い姿を伝えているものだという保証はない。しかし、屋代本ほかの語り本系諸本の母体たる本文には、[A]、[B]それぞれの「序」に導かれる二つのブロックがあつたであろうという、ここまで考察の結果を踏まえれば、延慶本もまた、本来有していたはずの[A]のブロックを解体し、〈知忠最期〉譚の中に組み込んだものであると考えて、大きく誤ることはあるまい。このような作業とともに、[B]→I→Vという基本形までも組み替えて作り上げられたのが、延慶本のものであろう。

〈知忠最期〉譚であると思われる。「断絶平家型」の源流からは遠い

## 二 「六代出家」をめぐって

以上により、「断絶平家型」のみに限らず、語り本系の母体たる本文の輪郭を探ろうとするとき、長門本や四部本などの他の読み本系諸本が、漠然とした「延慶本的本文」と現存の延慶本との間の溝

を少しでも埋めてくれるものとして有用であることは認められよう。<sup>(19)</sup>

そのための作業は同時に、延慶本の改編性をも浮かび上がらせるものもある。このような立脚点のもと、新たに『六代出家』の記事をとりあげてみたい。今度は最初から長門本の本文を掲出しておく。

前掲表では、『頼朝、六代を警戒』以下にあたる箇所である。

i 【権亮三位中将維盛の子息六代御前は、としつもり給ふほとには、御見めかたち御心さま立居のふるまいまですぐれてましましければ、文学上人そらおそろしくそ思はれける。】

ii 【かまくらとのもつねにはおほつかなけにの給て、維盛の子息六代は、頼朝かやうに朝敵をも打たへらけ、親のはちをもきよめつへきものか。又頼朝をむかし愛し給しがことく、如何様見給と申されければ、これはいひいかなき不覚仁なり。少もおはつかなくおほしめし候ましと申されれば、世打取せて方人してんと思給へはこそ乞詰給らめ。但頼朝か一期は何なるものなりとも、いかでか可傾。子孫のすゑぞ知ぬと宣へるそおそろしき。これにつけても世をつゝみ給けるそいとおしき。】

iii 【九条右大臣摂錄せさせ給へきよし、鎌倉殿より院へとり申さるときこえしほとに、十二月廿八日に内覽宣旨をくたされしを、昌泰のころ、北野天神、本院左大臣相並て内覽の事ありし外、幼主の御時、左右に並て内覽の例なしと右大臣お任せられければ、次とし三月十三日、摂政の詔書をくたされき。(中略)】

iv 【六代御前十四五にも成給。されば世のおそろしさいたましさに、疾そりおろし給へかしと母上もの給へとも、見たてまつりてはこれほどうつくしき人を、やつしたてまつらむことのかなしさよ。世のよにてありせは、今は近衛司にてこそあらましかはなどおほすそ、あまりの事なりける。】

v 【十六と申としの文治四年の春のころ、さてしもあるべき事ならねはとて、柿衣袴負なとしめためて、うつくしけなる髪を眉のまわりよりをしきりつゝ、文学上人にいとまこいて、修行にして給にけり。斎藤五齋藤六もおなしじうに出たち、御ともにまいる。先高野にまいいりて、時頼入道かあんしつにたづね入て、我はしかくのものなり。父の成はて給けん事のきかまほしくてきたりたりと宣へは、時頼入道かく宣をきゝてより、権亮三位中将の身なげ給しも、たゞいまの事のやうにおもひ出てあはれなり。この山ふし少も三位中将にたかはす似給へり。ありしあしめよりをはりまでの事、こまかにかたり申されば、このやまふしとも涙もがきあへす。(中略)なくく京へのほり給て、高雄の辺に栖給ふ。三位禪師の君とぞ申ける。】

先程と同様に番号を付けて、前掲表よりも細かく分割した。この長門本を基準に他諸本について見ておくと、まず四部本は中略部分も含めて、ほとんど長門本と一致している。両本の展開を纏めれば、i 【成長した六代の美しさ】、ii 【頼朝の危険視】、iii 【兼実内覽】、

攝政】、iv【十四、五歳になつた六代の姿と、母の嘆き】、v【六代出家】となる。屋代本は、ii→iii→「大原御幸」→iv→vとなつており、長門本や四部本が灌頂巻に収める「大原御幸」の記事を挟むこと、およびiを欠くことを除けば、他のii～vの要素は順序を崩さずに備えている。次に延慶本を少し長く、六代の助命よりあとの本文を引用する。

〔ア〕【十二月十七日、源二位ノ申状ニ任テ、大蔵卿泰経、右馬権頭

経仲、越後守隆経、侍従能成、少内記信康、被解官ケリ。上卿ハ左大臣経宗、職事ハ頭弁光雅朝臣ナリケリ。大蔵卿父子三人被解官ケル事ハ、義経、彼卿ヲ以テ毎事奏聞シケル故トゾ聞ヘシ。（中略）】

〔イ〕【同晦日、解官并流人宣旨ヲ被下ケリ。（中略）】

〔ウ〕【去廿七日、可預議奏ニ人々ノ交名ヲ、源二位、自閑東注進ス。（中略）今度源二位注進狀ニ入レル人ハ、其威ヲ振ヒ、不

入ラ人ハ其勢ヲ失フ。世ノ重ジ、人ノ帰スルコト、平將二万倍セリ。是人ノ非成ニ、天ノ所与也。右大臣可被下内覽宣旨】之由、同被申タリケレバ、法皇ヨリ、「政務雅不足其器、無可讓

人間。自然ニ口入ス、此不意ノコトナリ。与今頼朝卿有リ」（ト）申ケリ。】

：「行家・義憲最期」：

iii【二月七日、右大臣殿ノ攝錄セサセ給ベキヨシ、源二位被取

申ト聞シ程ニ、内覽ノ宣旨ノ下タリシヲ、「昌泰ノ比ヲヒ、北野天神、本院ノ大臣相並テ内覽ノ事有シ外、幼主ノ御時ナラビテ内覽ノ例ナシ」ト右ノ大臣被仰ケレバ、次年ノ三月十三日、攝錄ノ詔書クダリキ。】

〔エ〕【二月十日、左府經宗ノ使者、筑後介兼能、関東ヨリ帰洛ス。

此ハ義経方申給官符ノ事ニ、雖遁臣客、猶被怖畏」テ、被謝遣タリケレバ、謀反ノ輩ニ仰テ、可被誅賴朝」之由風聞之間、恐々給之処、今散不審之由、返答セラレケル間、左府被成安堵之思ヲケリ。】

i【權亮三位中將ノ子息六代御前ハ、年ノ積ニ隨テ、貞形心様、立居ノ舞踏マデ勝テオハシケレバ、文學聖人ハ空オソロシクゾ覚ケル。】

ii【鎌倉殿モ常ニハ穴倉ゲニ宣テ、（中略）。賴朝の危険視、ほば長門本に同じ。）若君ノ母ハ、「逍々出家シテ、高雄法師ニオハスベシ」と、若君ヲ勧メラレケレドモ、文学奉惜テ、急モ剃リ奉ラズ。】

v【角テ十六ト申シ文治五年ノ弥生ノ末ニ、若君、聖ニ暇乞給テ、山臥ノ休ニナリテ、齊藤五、齊藤六ニ負懸サセテ、高野山ヘ詣給フ。父ノ善知識シタリシ瀧口入道ニ尋值テ、父ノ御行末、遺言ナンド委聞給テ、且ハ彼ノ跡モユカシトテ熊野ヘゾ被参ケル。本宮証誠殿ノ御前ニテ、祖父小松内大臣、父惟盛ノ御事、

今更ニ被思出ツ、スゾロニ涙ヲモヨヲシ給ケリ。（中略）ナ  
クヘリ給ツ、「ヨキ次デニ同ハ諸国一見セム」ト思ワ  
レケレバ、山々寺々修行シ給テ、京へ上リ、其後高雄ニテ出家  
シ給テ、三位禪師トゾ申ケル。

iv 「母上ハ是ヲ見給テ、「世ノ世世デアラマシカバ、今ハフルキ上  
達部、近衛司、スキビタイン冠ニテゾ有マシ」ト宣ケルコソ、  
余事トハ覺シカ。】

ゴシックの部分は、一部盛衰記と重なる他は、延慶本独自の記事  
である。こうして見ると、〈六代出家〉の前後は、iii→iv→i→ii  
→vと、長門本とは大きく異なっていることがわかる。長門本等で  
は、iii【兼実内覽、撰政】によって隔てられていた、頼朝の存在を  
描くiiと、vの出家を繋ぐために、六代が、頼朝の圧力から出家せ  
ざるをえなくなつたという文脈が、より明瞭であるといえる。独自  
記事であるivは、義経の都落の際、頼朝追討の院宣を発行したこと  
を頼朝が快く思っていないことを受けて、義経の肩を持った経宗が  
鎌倉に送った弁明の使者の帰洛を述べたもので、内容的にはiv→v  
の、義経に好意的だった貴族を頼朝が一掃したことを伝える記事と  
関連するものである。延慶本はここでも、長門本・四部本・屋代本  
というラインとの明らかな相違を見せており、語り本の生成を考え  
るならばやはり長門本、四部本のような形との関連を重視すべきで  
あるうといふことがうかがわれるが、ここでは以下、一方の延慶本

に特有な点をいくつか挙げて、それが孕む問題について考えてみる。  
まずは、iv【兼実内覽、撰政】における、日付の問題である。物  
語中では、六代の助命譚の中で文治元年が暮れて文治二年を迎えた  
ことになっているから、延慶本がで記す「二月七日」の内覽の宣  
旨は文治二年、続く撰政の詔の「次年ノ三月十三日」は翌三年のこ  
となる。しかし、史実では文治元年十二月二十八日内覽、文治二  
年三月十二日撰政詔（ともに『公卿補任』）であつて、長門本は文治  
元年十二月二十八日、翌年三月十三日と、ほぼ正しく記している。  
続くivを含めた延慶本の一連の叙述は、いかにも何らかの史料に基  
づいているかのように見えながら、撰政の交代をめぐる記述は全く  
史実から乖離していることになるのだが、前後の日付に目を向ける  
と、延慶本の中ではこの形で緊密な叙述が形成されていることがわ  
かる。即ち、物語の日付を遡ると、文治元年十二月六日義経追討院  
宣、同七日北条時政上洛、と記し、六代助命譚の中で年が改まって、  
文治二年正月五日に六代帰洛、以後、iv十一月十七日、iv同晦日、  
iv去る十二月二十七日、iv二月七日、iv二月十日となる。これら一  
連の叙述が、緊密な編年体を構成していることは、明瞭であるう。  
つまり、史実を無視した「文治二年二月七日兼実内覽」という記事  
は、「次年」の撰政の詔について一年のズレを生じさせているので  
あるが、延慶本の文脈の中では、きちんと編年体を構成し得ている  
のである。それは、長門本などのごとく、数年の経過を感じさせる

i の記事を間に挟まない分だけ、一層緊密なものとなっている。長門本のように史実どおりであつたはずのところに手を加えたために、内覽の日付が<sup>(国)</sup>に引きずられ、結果「次年」が本来の機能を失つてしまつたものと見なせよう。

あるいは、iv の記事の問題がある。これは、延慶本を除いて、屋代本・南都本・覚一本などの語り本にも共有されるものであるが、<sup>(15)</sup>その前半・十四・五歳になつた六代の姿を描く部分は、延慶本には見られない。後半の、六代母の嘆きの描写については、iv'としたように、延慶本ではこれが〈六代出家〉譚の末尾に接続する、という特異な形をとるのである。本来<sup>(16)</sup>によって隔てられていたはずの i・ii と v 以下を接続させたために、六代の成長を語る、という内容的に i と重なる iv の前半の記述を削り、行き場を失つた母の嘆きの描写のみを後に回す (iv')、という作業を経たものかと想像される。

また、延慶本 v の中略箇所にいたつては、『宝物集』などに依拠したかと思われる句を用いた、六代による維盛供養の様が長々と描かれるが、これは他の諸本に全く受け継がれていない。長門本・四部本・屋代本などに比して、大きく異なる延慶本の〈六代出家〉譚をめぐる一連の記事は、これだけ独自の特徴を示しているのである。 ii と v を直結させて六代関連話を纏めあげるという構成が、その上に成り立つてゐることを考えると、屋代本においては

一連の六代関連話を中断する形で置かれている〈大原御幸〉についても、これを v よりも後に置くという延慶本の配列を、疑う必要が出てくるのではないだろうか。<sup>(17)</sup> 中に傍線を付した、六代と滝口入道との対面の場面も、長門本（四部本も）は「我はしかく」の以下の六代の言葉や、それを聞いた滝口が維盛のことを回想し、彼に瓜二つの六代に父の最期の様を語つて聞かせるなど詳細に描くが、延慶本ではこうした対話はかなり簡略で、殆ど形を留めていない。 ii 以下の配列順を長門本と同じくする屋代本は、この箇所も長門本の記述をほぼ忠実に受け継いでいるのである。長門本（四部本）を通して「断絶平家型」の母体たる本文の姿を探ろうとするならば、現存延慶本のそこからの距離とともに、〈大原御幸〉の位置に関する、あるいは屋代本が、灌頂巻を特立しない、現存しない古い読み本系の面影を伝えている、という可能性も考えなければならないまい。

むすびにかえて

延慶本の〈六代出家〉の前後は、極めて独自の指向性を志向し、〈大原御幸〉より前に彼の出家までを語り終えてしまう、という他諸本に見ない形を作り上げている。ここで、翻って〈知忠最期〉の<sup>(P)</sup>に再び目を向けたい。「六代御前被有給テ後十二年ト申シ建久七年七月十日申剋ニ」というこの語り出しと、それに導かれる以下の記事が、延慶本独自の再編によって形成されたものであろうという

ことは、すでに見たとおりである。この[P]が、六代の赦免を基点として、そこからの時間的な懸隔をことさらの意識させようとするものであることを考慮すると、同じく極めて独自な操作を経て作り上げられたと思われる〈六代出家〉の配列について、果たして両者は無縁であろうか、ということに思い至る。他諸本ではいずれも近接して置かれている両者の間に、〈大原御幸〉という長大な記事を挟む延慶本において、〈大原御幸〉より前に六代の出家までを一通り語り終えてしまふという構成と、内容的にも異質な〈大原御幸〉を語った後に、あらためて六代が赦免された時点を基点にして公達らの最期を語り起こそうとする[P]とは、呼応し合う関係にあるのではないかと思うのである。そして、その〈六代出家〉と〈知忠最期〉がどちらも他諸本に見ない独自の再編性を示しているということを考えれば、延慶本がなぜ、何のためにそうした構成を選び取ったのか、ということが問わねばなるまい。

しかし、そこまで踏み込むためには、延慶本の巻十二における独自記事は、他にもあまりに多く残されている、という事実に目を向ければ、延慶本がなぜ、何のためにそうした構成を選び取ったのか、ということが問わねばなるまい。前掲表に示した範囲だけでも、〈宗親不留跡事〉〈貞能観音利生譜〉などは全くの独自記事であるし、六代の最期に先立つ、後鳥羽院に対する文覚の呪詛譚なども、特異な内容を多く含んでいる。こうした叙述の行き着く先が、〈法皇崩御・礼讃〉〈頼朝贊嘆〉という、これも他諸本に類を見ない終幕であることを

考えれば、延慶本の構想とは、そこまでを見通した上で検討されねばならないものであるのだろう。〈六代出家〉前後の団ぐ団（特に四）の記述なども、延慶本の持つ頼朝への意識という点で、その終幕と通底するものかとも思われるが、単なる見通しに過ぎない。延慶本以外の読み本系にも目を向けて、語り本系との関係を考える、という作業が、時として延慶本の再編性をも浮かび上がらせるものであるということ、および、そのことが同時に、延慶本独自の構想の解明という大きな、そして当然の問題を、新たな課題として突きつけるのだということを確認し、いったんの結びとしたい。

(1) 『平家物語の形成と受容』(二〇〇二・二、汲古閣) 第一篇第四章。

初出一九九九・三。

(2) 千明守氏「屋代本平家物語の成立——屋代本の古態性の検証・卷三『小督局事』を中心として——」(『あなたが読む平家物語』1 平家物語の成立)一九九三・一一、有精堂

(3) 『延慶本平家物語』(応永書写本) 本文再考——「咸陽宮」描写記事より

『国文』九五、二〇〇一・八 以降の一連の御論考。

(4) 史実との関係等をめぐっては、佐々木紀一氏「『平家物語』『伊賀大夫所報告』三〇、二〇〇三・三」より、多大な学恩を蒙った。

(5) 本稿で引用する本文は、屋代本：『屋代本高野木対照平家物語』(新典社)、延慶本：『延慶本平家物語本文編』(勅誠出版)、長門本：

『岡山大学本平家物語二十巻』(福武書店)、南都本：『南都本 南都異本平家物語』(汲古書院)による。表記を一部改めた箇所がある。

(6) 〔『平家物語』終結部の諸相—六代の死を中心にして〕(『軍記と語り物』一九・一九八三・三)

(7) 『源平盛衰記』の本文もまた、こうした考察において有用ではあるが、該当部の記事を持たないため、対象に加えることはできない。

(8) 三歳叙爵、七歳部落、建久七年「廿計」という延慶本の数字も、合理化とみなせよう。

(9) 櫻井氏注1論文では、八坂系第一類本は「屋代本に後続するもの」とされているが、両者の関係にも、再考の余地があると考える。

(10) 無論、長門本や四部本を用いたところで、この溝を完全に埋めることは不可能である。何よりこの両本には、「断絶平家型」との関係において灌頂巻相当記事という最大の問題がある。他にも、盛嗣・景清らの扱いや、前掲表にも見える四部本の記事配列順など、各々の本文が固有の問題を抱えている。より広く諸本に目を配ることで、少しでも具体的な姿に近づきたいというのが、本稿の立場である。

(11) 『吾妻鏡』文治二年正月十七日条に、それらしい記事が確認できる。

(12) 四部本は撰政の詔を二月十二日とする。屋代本は日付は一切記していない。

(13) 延慶本の日付については、武久堅氏がすでに、「本文読解の問題点」として言及している。(『平家物語発生考』第二編第一章。一九九

九・五、おうふう。初出一九九五・三。)

(14) 松尾翠江氏が、巻八を対象に「延慶本の独自部分には、明らかに記録的な文体を露出していることが多い」とされ、それが必ずしも「旧延慶本以来のもの」であると見るべきではなく、「旧延慶本の中にあつた記録的・政治史料的志向を延長拡大」する方向へと「成長」したものであると論じられている(『軍記物語論究』第四章)。一九九六・六、若草書房。初出一九九六・四。) ことは、当該箇所について考究する上でも極めて有効であろう。

(15) 屋代本IVは「サル程ニ 六代御前ハ十四五ニモ成給ヘハ、貌姿彌敵ク無類見給ヘリ。」とあるのみで、母の嘆きには言及しないが、南都本や覚一本はそこまで描いている。八坂系第一類はやはり、単純に「屋代本に後続するもの」なのではなかろう。

(16) 南都本は、〈大原御幸〉→iii→ii→vという、より整理の進んだと思われる形であるが、助命譚から〈六代出家〉に至るまでの文脈の間に、〈大原御幸〉が位置していることは、屋代本等と同じである。